

ピリフルキナゾンに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>ピリフルキナゾンについては、この作用であれば他のフッ素原子を含有しない薬剤の方が通常使用するには適切と考える。</p> <p>ブロッコリー、レタス、にら、トマト、その他のなす科野菜、未成熟えんどう、未成熟いんげん、その他の野菜、果実全般、その他のスパイスについて多めの量の設定がなされているが、通常およそ茶（これは育成においてフッ素の重要性がある植物種である。）以外では適切性が無いものと思われるので（フッ素の拡散はそう望ましく無いので。動植物を害するし（※なお、この薬剤（ピリフルキナゾン）が意図している摂食行動の抑制の作用による防除は他でも行えるはずである。）、土壌の質を悪くすると思われる。）、茶以外について更なる減少を行うのが良いのではないかと思われる。なお、茶についても薬剤成分あるいはその特段の代謝物についての残存は無い・少ないのが適切ではないかと思われる。よって、全てについて、より減少させるべきではないかと考える。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>農薬の環境中への暴露については、農薬取締法並びに農林水産省及び環境省が定める省令等に基づき、適正に農薬の使用がなされ、安全性が確保されているものと承知しています。</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> <p>なお、残留基準の設定に係る審議資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27018.html （農薬・動物用医薬品部会の議事録） https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000983112.pdf （食品健康影響評価） https://www.fsc.go.jp/fsciiis/evaluationDocument/show/kya20220119015</p>

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>別紙 1 の基準値案と基準値現行の数値は全ての食品について同じ数値であるが、何を改正したのか？</p>	<p>【回答 1】</p> <p>別紙 1 のうち 1～4 ページ及び 6 ページに掲載されている動物用医薬品又は飼料添加物（以下、「動物用医薬品等」という。）については、基準値案と基準値現行は全ての食品について同一となっています。これらはポジティブリスト制度導入時に設定された暫定的な基準値の見直しが行われた品目です。これらについては、別紙 1 の各品目の脚注に「今改正による基準値の変更はないが、成分規格の 7 に規定する基準値を削除し、成分規格の 6 に新たに基準値を設定する。」と記載したとおり、「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）」第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 7 に規定する基準値はポジティブリスト制度の施行に伴い、国際基準等を参考に設定した暫定的な残留基準であるため、これを削除し、ポジティブリスト制度前から設定されていた残留基準及び食品安全委員会の食品健康影響評価を基に新たに設定した残留基準を定めている成分規格の 6 に新たな基準を設定したものです。</p> <p>なお、これらは、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議した結果、現行の基準値を維持することが妥当との結論を得たことから基準値に変更は生じていません。</p> <p>また、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000969532.pdf</p> <p>（食品健康影響評価）</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fscii/evaluationDocument/list?itemCategory=002</p>